（別紙）

令和　　年　　月　　日

運航実績臨時報告書

　四国運輸局長　殿

住所

氏名又は名称

代表者役職氏名

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用船名 | 運航区間 | 輸送人員(人) | 運　航　日 | 運航回数 |
|  |  |  | 年　 月 　日 |  |
|  |  |  | 年　 月 　日 |  |
|  |  |  | 年 　月 　日 |  |

(注)１　本様式は、海上運送法施行規則（昭和24年８月31日運輸省令第49号）第23条の15の運航実績臨時報告書に基づき、必要がないと認める項目を省略している。

　　２　輸送人員の欄には、年齢12年未満の者は、２人をもって１人に換算して記載すること。

（参考）

**海上運送法（昭和24年６月１日法律第187号）抜粋**

（報告の徴収）

**第24条**　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船舶運航事業者に対し、国土交通省令の定める様式により、その業務に関し報告を求めることができる。

**２**　船舶運航事業者は、前項の報告を求められたときは、真実且つ正確な報告をしなければならない。

**第50条**　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

**21**　第24条第１項（第33条において準用する場合及び第42条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第39条の４第１項又は第39条の７第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**海上運送法施行規則（昭和24年８月31日運輸省令第49号）抜粋**

（運航実績臨時報告書）

**第23条の15**　一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者は、国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が当該一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業に係る航路における運航の実績についてその区間及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、運航実績臨時報告書（第四号様式による。）一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

**２**　前項の規定は、内航一般不定期航路事業について準用する。この場合において、「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。